

夕張市農業委員会
第13回総会議事録

令和6年12月23日

夕張市拠点複合施設りすた 多目的室2

1. 開催時間 15 時 00 分から 16 時 21 分

2. 出席委員（農業委員、農地利用最適化推進委員）

（農業委員）

職名	氏名	出欠
会長	板谷 忠弘	出
会長代理	①前田 尚輝	出
委 員	②菅原 もと代	出
委 員	③清野 治彦	出
委 員	④村越 裕一	出
委 員	⑤豊田 英幸	出
委 員	⑥波佐尾 芳和	出

（農地利用最適化推進委員）

職名	氏名	出欠
推進委員	山崎 雅美	出
推進委員	高城 稜	出
推進委員	新山 稔一	出
推進委員	政氏 登治	一
推進委員	百瀬 進	出

合計出席者数 7 名

3. 議事録署名委員

豊田委員

波佐尾委員

4. 事務局出席者

事務局長 山本 健彦
書記 渡邊 愁斗
加藤 竜稀

地域振興課 平井 薫
地域振興課 朝日 敏光

5. 議事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 令和 6 年度第 3 号農用地利用集積計画について
議案第 3 号 農地移動適正化あっせん権利設定候補者の選定及びあっせん委員の指名について
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について
報告第 2 号 農地移動適正化あっせん報告について

【総会議事録】

- 局長 夕張市農業委員会第13回総会の開会に先立ちまして、会長からご挨拶をお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 議長 ただいまから、夕張市農業委員会第13回総会を開催いたします。
本日の出席委員は、7名出席で農業委員会法27条第3項の規定に基づき、本総会が成立していることを報告いたします。議事録署名委員は5番豊田委員、6番波佐尾委員にお願いいたします。
- 議長 行政行事報告について、事務局より報告をお願いします。
- 局長 (報告)
- 議長 何かございますか、なければ、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。それでは、説明お願ひいたします。
- 事務員 2ページをご覧ください。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、農地の権利移転について、次のとおり許可申請があったので、本会の決定を求めるものでございます。申請が●件ございます。●件目、譲渡人が●●●●●さん、譲受人が●●●●●さんで申請内容は所有権移転（贈与）です。所在地は●●●●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●の●筆、公簿・現況地目は●●●●●、●●●●●、●●●●●が●、その他が●となっております。面積は●●●●●m²です。
●件目です、次のページをご覧ください。譲渡人が●●●●●さん、譲受人が●●●●●さんで申請内容は●●●●●●●●●●です。所在地は●●●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●の●筆、公簿・現況地目ともに●です。面積は●●●●●●●m²です。
4ページは農地法第3条の調査書となっております。●●●●●さん、●●●●●さんともに経営移譲を受けており、農業経営が継続されることから、第2項各号の要件はすべて満たしております。また、12月12日、12月16日に担当委員さんと現地調査を実施いたしました。所在地については、6ページ、7ページの図面でご確認をお願いいたします。
- 議長 ただいま、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明がありました。何かございますか。なければ、この件については可決といたします。議案第2号令和6年度第3号農用地利用集積計画について上程します。なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、番号●、●、●、●、●番は新山推進委員、前田代理、波佐尾委員、百瀬推進委員、清野委員が議事参与の制限に該当しますので、先にそれらを除く●●件の利用権設定について審議し、その後、議事参与に係る設定について審議したいと思います。それでは、●●件の設定について説明をお願いします。

- 書記 8 ページをご覧ください。議案第 2 号令和 6 年度第 3 号農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、夕張市長より次のとおり定めたいとの申越しがあったので、本会の決定を求めるものでございます。案件全体で更新の賃貸借が 24 件、新規の使用貸借が 1 件の計 25 件ございます。次のページをご覧ください。議長から説明がありましたとおり、番号●・●・●・●・●番を除く 20 件について、先にご説明いたします。更新の賃貸借が●●件、新規の使用貸借が●件でございます。新規については、●番●●●さん の経営規模拡大によるものとなっております。更新については、多少面積の変動はありますが、基本的に内容は変わっておりません。●●●件、●●●●●●●件、●●●●●件、●●●●●件となっております。次のページからは調査書となっており、メロンや長芋、薬草等の栽培を行い、農用地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事することが認められると判断しております。14 ページからは位置図を載せておりますので、ご確認ください。
- 議長 何か質問等ございますか。なければ、この件は可決とします。
それでは、議事参与の制限に係る審議に移ります。番号●番について、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づき、新山推進委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。それでは、説明をお願いします。
- 書記 9 ページをご覧ください。先程除いた●番について、ご説明いたします。更新の賃貸借でございます。引き続きメロン栽培やそれに係る準備等で使用し、調査書については、農用地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事することが認められると判断しております。
- 議長 何か質問等ございますか。なければ、この件は可決とします。続いて番号●番について、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づき、前田代理が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。それでは、説明をお願いします。
- 書記 11 ページをご覧ください。先程除いた●番について、ご説明いたします。更新の賃貸借でございます。引き続きメロン栽培やそれに係る準備等で使用し、調査書については、農用地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事することが認められると判断しております。
- 議長 何か質問等ございますか。なければ、この件は可決とします。続いて番号●番について、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づき、波佐尾委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。それでは、説明をお願いします。

- 書記 11ページをご覧ください。先程除いた●番について、ご説明いたします。更新の賃貸借でございます。引き続きメロン栽培やそれに係る準備等で使用し、調査書については、農用地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事することが認められると判断しております。
- 議長 何か質問等ございますか。なければ、この件は可決とします。続いて番号●番について、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、百瀬推進委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。それでは、説明をお願いします。
- 書記 12ページをご覧ください。先程除いた●番について、ご説明いたします。更新の賃貸借でございます。引き続きメロン栽培やそれに係る準備等で使用し、調査書については、農用地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事することが認められると判断しております。
- 議長 何か質問等ございますか。なければ、この件は可決とします。続いて番号●番について、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、清野委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。それでは、説明をお願いします。
- 書記 12ページをご覧ください。先程除いた●番について、ご説明いたします。更新の賃貸借でございます。引き続きメロン栽培やそれに係る準備等で使用し、調査書については、農用地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事することが認められると判断しております。
- 議長 何か質問等ございますか。なければ、この件は可決とします。次に議案第3号ですが、関連してくるものがあるため先に報告第1号農地法第3条の3の規定による届出書について上程いたします。それでは、説明をお願いいたします。

書記 33ページをご覧ください。報告第1号農地法第3条の3の規定による届出書について、農地法第3条の3の規定により届出があったので、次のとおり報告いたします。相続が●件ございます。次のページをご覧ください。権利を取得したものが●●●●●の●●●さんで旧所有者は●●●●●さんです。土地の所在地は●●●●●●●●●、●●●●●●●●●、●●●●●で登記簿はすべて●、現況は●・●●・●●、面積は●●●●●●m²となっております。権利を取得した日が●●●年●月●日で、事由は相続です。取得した権利は所有権で、現在の耕作状況は不耕作です。農業委員会によるあっせん等の希望は無です。所在地については33・34ページの図面でご確認をお願いいたします。

35ページをご覧ください。権利を取得したものが●●●●●●の●●●●●さんで旧所有者は●●●●●さんです。土地の所在地は●●●●●●●、●●●●、●●●●で登記簿・現況ともに●、面積は●●●●●●m²となっております。権利を取得した日が●●●年●月●日で、事由は相続です。取得した権利は所有権で、現在の耕作状況は不耕作です。農業委員会によるあっせん等の希望は有です。所在地については36ページの図面でご確認をお願いいたします。説明は以上となります。

議長 ただいま、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出書について説明がありましたが、何かございますか。なければ、この件については承認といたします。議案第3号農地移動適正化あっせん権利設定候補者の選定及びあっせん委員の指名について上程します。なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、高城推進委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

書記 27ページをご覧ください。議案第3号農地移動適正化あっせん権利設定候補者の選定及びあっせん委員の氏名について、夕張市農地移動適正化あっせん基準に基づき、次の者から農用地の売買、賃貸借について申出があったので、本会の決定を求めるものでございます。申出者は●●●●●の●●●●●さんです。所在地については、●●●●●●●、●●●●、●●●の3筆で地目はすべて●、面積は合計で●●●●●●m²です。次のページをご覧ください。あっせん権利候補者につきましては、会長と相談の上、3名の方を候補者として記載しており、農地を受けるにあたって、適正に使用されるかの判定を行っております。次のページからは3名の候補者の家族農業従事者や経営面積等を参考に記載しており、30ページは位置図となっております。説明は以上となります。

議長 ただ今、事務局より説明がありましたが、ここに掲げております●筆について、別紙個表に●●さん、●●●●さん、●●●●さんの●名を経営地と近隣ということや実家にはなりますが同じ地区に農地を持っているので、状況的に判断して候補者を設定しました。まず、この●名の候補者で良いか、次にあっせん順位を決めて、その後にあっせん委員1名を農地利用最適化推進委員の中から指名して取り進めてまいりたいと思います。まず候補者ですが、この●名でよろしいでしょうか。次にあっせん順位ですが、何かご意見ありませんか。●●農事組合担当の豊田委員、波佐尾委員から何かあれば一言お願ひいたします。

豊田委員 南部で農業を営んでいる●●●さんを●位とし、近くに農地を持っている●●●●さんを●位、●●●●さんを●位とするのがいいと思います。

波佐尾委員 豊田委員と同じ意見です。

議長 ただいま、豊田委員から示されましたこの順位でよろしいでしょうか。それでは、●位●●●さん、●位●●●●さん、●位●●●●さんに決定しました。次にあっせん委員の選定ですが、夕張市あっせん基準により農地利用最適化推進委員の中から指名することになります。しかし、本来担当をお願いする高城推進委員が候補者であるため、今回は山崎推進委員を指名し、清沼農事組合担当の豊田委員、波佐尾委員にもサポートしていただきたいのですが、よろしいでしょうか。それでは、そのように決定します。この件について、何か質問等ございますか。なければ、この件は可決とします。報告第2号農地移動適正化あっせん報告について上程いたします。

事務員 37ページをご覧ください。報告第2号農地移動適正化あっせん結果について、第12回農業委員会総会で審議したことについて、夕張市農地移動適正化あっせん基準に基づき、あっせん委員より、次のとおりあっせん結果の報告があったので報告いたします。あっせん委員については、新山推進委員。あっせんの申出者は●●●●さんで権利移動候補者は●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんの●名です。あっせん結果は不成立で理由としましては、●名とも、離れ地であることや既に十分な農地を確保できていることから、これ以上の規模拡大は考えていないということで不成立となりました。今後の流れについて、新山推進委員よりお願ひいたします。

新山推進委員 申請者の●●さんより、無償でもいいので農地を手放したいと要望がありました。

清野委員 あっせん範囲を、●●●●農事まで広げ手上げがなければ市内全域に広げてはいかがでしょうか。

議長 清野委員の提案で今後進めていく形でよろしいでしょうか。なければ、この件については承認といたします。全ての審議が終わりましたが、各委員から何かございますか。なければ、以上をもって総会を閉会いたします。

令和6年12月23日

議長 7番 板谷 忠弘

議事録署名委員 5番 豊田 英幸

6番 波佐尾 芳和